

## 厚生労働省所管独立行政法人の見直し当初案

厚生労働省所管独立行政法人の見直し当初案の内容一覧表	P. 1
前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況	P. 6
見直し当初案整理表	
国立健康・栄養研究所	P. 8
医薬基盤研究所	P. 24
労働安全衛生総合研究所	P. 43
年金積立金管理運用独立行政法人	P. 51

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	厚生労働省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
独立行政法人国立健康・栄養研究所	<p>重点調査研究</p> <p>重点調査研究以外の調査研究</p>	<p>厚生労働省、内閣府等の担当部局と密接な連携を図りながら、国の生活習慣病対策、食育推進等の健康づくり施策の企画立案や推進に結びつくものに重点を置いて調査研究を推進した。また、民間団体、大学、他府省等における調査研究と重複しないよう、必要に応じて役割分担による共同研究を実施した。</p> <p>長寿社会が進展する中で、生活習慣病対策や健康食品の安全確保は国の重要施策の一つであり、一部研究計画等を見直した上で、引き続きこれらの研究を継続的に実施する。</p> <p>【主な取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省が策定した「運動基準2006」で示された身体活動量、運動量、体力基準の妥当性について検証するため、食事調査を行った中年男女1500人を対象とする大規模無作為割付介入研究を実施。</li> <li>中高年者にとって安全なレジスタンス・トレーニングが、中高年者の筋機能及び脂質、糖質消費量に及ぼす影響について、従来の筋力トレーニングと同等の効果があることを検証。</li> <li>運動の肥満・糖尿病予防機序、脂質(飽和脂肪酸、トランス脂肪酸等)や糖質の過剰摂取による肥満・糖尿病発症機序及びその予防法について、分子レベルでの研究を実施。</li> <li>生活習慣病の発症と遺伝子多型や栄養素摂取量・身体活動量等の環境因子との関連性を研究。</li> <li>罹患同胞対法を用いた全ゲノム分析により、2型糖尿病感受性領域としてマップした遺伝子で未だ同定されていない領域について解析を行い、2型糖尿病感受性遺伝子を同定した。</li> </ul> <p>[民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究の排除に努めるとともに、国の生活習慣病対策等の施策に、より高い反映・効果が見込まれる研究に重点化する。]</p> <p>① 科学技術基本計画に沿って、将来その応用・発展的な展開を可能とするため、見直し後も引き続き、若手研究者等による関連研究領域の基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p> <p>② 食育推進基本計画に基づき全国的に食育を推進するため、関係機関・団体等との連携や役割分担の下に、当研究所の役割を踏まえて、食育推進に資する研究を引き続き実施する。また、食育推進以外の健康と栄養・運動に関わる研究についても、引き続き行政施策推進に資する研究課題を選定し、調査研究を行う。</p>	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>独立行政法人医薬基盤研究所と統合する(平成22年度末までに措置予定)。</p> <p>[国民の健康の増進について、より多角的に研究を進める観点から、独立行政法人医薬基盤研究所と統合する。]</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>新法人設立に伴い各研究所の研究部門、事務部門についても、必要な見直しを行う。(具体的な見直しについては検討中)</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>事務部門の一部効率化・合理化が見込めるため、平成22年度までに統合後の事務部門の人員配置について検討を行う。</p> <p>研究部門についても、統合を見据えた効率的、効果的な研究組織への見直しを検討する。</p> <p>[外部の協力研究員の一層の活用を図る。]</p> <p>【非公務員化】</p> <p>平成18.4.1実施済み</p>	<p>【運営体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究所の経営判断等に関する重要案件については、定期、臨時に開催する幹部職員で構成する「運営会議」をはじめ、各種所内委員会等の開催などを通じて、効率的かつ円滑に審議・調整を図ってきており、見直し後も引き続き、こうした取組による柔軟かつ効率的な組織運営に努める。</li> </ul> <p>【研究・業務組織の最適化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>併任ポストの見直しに基づく再配置により専任化するなどの人員配置を行い、効率的・効果的な業務推進体制の充実を図ってきた。</li> <li>また外部機関から客員研究員、協力研究員等を積極的に受け入れ人材養成や研究所の活性化につなげるとともに、大学の客員教授、特別講義の実施等を通じて、若手研究者等を育成や共同研究等の基盤を構築してきた。</li> <li>見直し後についても、組織の最適化・効率的運営の観点から、こうした取組を引き続き実施する。</li> </ul> <p>【職員の人事の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康・栄養調査、食事摂取基準策定、食品分析等の法定業務をはじめ、研究目的に沿って公募による研究員の配置や特別研究員、補助員等の適正配置を図ってきた。</li> <li>また研究員や事務職員についても適正な評価に基づく昇給昇格への反映を行ってきた。</li> <li>見直し後についても、人材の適正配置及び適正な評価に基づく処遇への反映を引き続き実施する。</li> </ul> <p>【事務等の効率化・合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>併任ポストの見直しに基づく再配置によって、権限と責任の均衡を保てる組織運営とし、定型的業務の外部委託等により、事務の円滑・効率的処理を図るとともに、所内LANの活用による用紙の節減等や電子掲示板の活用などによる業務の効率化に努めてきた。また、職員の資質向上や円滑な業務遂行を図るため、各種研修会等に参加させた。</li> <li>見直し後についても、こうした事務の効率化・合理化に向けた取組を引き続き実施する。</li> </ul>

健康増進法に基づく業務	<p>・国民健康・栄養調査の集計業務については、期間の短縮や経費の節減に努めてきたところであるが、当該調査は厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等施策を実施する基礎データを得るために不可欠なものとして位置づけられており、見直し後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>[調査集計に要する期間の短縮化や経費節減の推進状況について、毎年、数値的に検証・公表を行うとともに、その結果に基づき、具体的目標の見直しを不断に推進する。]</p> <p>・食品表示許可試験及び収去試験については、健康増進法の改正及び消費者庁が設置され、消費者行政の立て直し・強化が図られることにより、当研究所におけるこれら法定業務は今後ニーズが一層高まることが予想されることから、今後も引き続きこれらの業務を確実に実施するための体制の確保・強化を行う。</p> <p>特別用途食品の表示許可試験については、登録試験機関においても実施されているところであるが、検査精度の維持・管理や検査方法の標準化、ヒアリングの実施等の課題も多数あり、登録試験機関との連携を図りながら、当研究所が引き続き、主体的に実施していく必要がある。</p> <p>また、収去試験については、健康増進法に基づき国が実施することになっており、その結果に基づき、行政処分等の権限の行使が伴うという業務の性格から、一般の食品等と同様、国の関係機関である当研究所が自ら実施する必要がある。</p> <p>[特別用途食品を利用する国民の信頼に寄与するため、整理合理化後の体制も踏まえ、民間の登録試験機関の活用につき、検討する。]</p>
国際協力、産学連携等対外的な業務	<p>・アジア栄養研究ネットワーク等を通じてアジア地域の国々との研究協力や若手研究者の招へい事業等を行ってきたが、アジア地域をはじめとする諸外国との栄養・運動分野における研究協力のニーズは高いことから、今後も引き続き国際協力を推進していく。</p> <p>・これまで産学連携による大学や企業等との共同研究や受託研究を行ってきたが、研究成果の社会還元や知的財産の獲得及び実用化の観点から、今後も引き続き産学連携による共同研究や受託研究等を推進していく。</p>
栄養情報担当者(NR)制度について	<p>・外部有識者を含むNR認定委員会等を通じて、厳格な試験を実施し、平成20年度までに3,480名にNR資格を付与したが、健康食品に対する国民の関心は年々高まっており、消費者に健康食品等に関する適正な情報を提供することが一層重要になっていることから、今後当該制度のさらなる充実を図る必要がある。</p> <p>・外部有識者を中心とする「NR制度のあり方検討委員会」を設置し、平成20年8月に委員会意見として「報告書」が提出されたことを受け、今後、NRの認知度の向上、職域の拡大など、NR支援の強化を図るとともに健康食品管理士認定協会等との連携を進めていく。</p>

<p>【評価の充実】</p> <p>・中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況に基づき、研究実績に係る内部中間報告会及び外部評価委員会における所内公開での報告及び評価を行ってきており、引き続き実施することとする。</p> <p>・これらの評価結果については、職員全員に周知を図り、研究所に求められている役割や方向性について、共通の理解を促すとともに、研究及び業務の内容の改善に努めており、必要に応じて見直し等を行いながら、引き続き推進していく。</p>
<p>【業務運営全体での効率化】</p> <p>・一般管理費については、公用車の削減、消耗品の一括購入等により、平成20年度末現在で目標とする10%を超える削減を達成している。</p> <p>・人件費は、5年間で5%以上の削減目標を達成するため、退職者の後補充にあたり原則公募による若手任期付研究員の補充等により平成20年度末現在で3%の削減を達成している。</p> <p>・業務経費は、原則競争入札の実施などにより経費削減に努めたものの、中期目標期間中に臨時的支出が生じるなどにより単年度では予算額を上回る支出があったが、平成20年度末現在6%の削減となっており、削減目標の範囲内で推移している。</p>
<p>【外部研究資金その他の自己収入の増加】</p> <p>・厚生労働省、文部科学省、科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究に積極的に応募し、競争的資金の獲得に努めている。また企業等との共同研究や受託研究についても、内容を精査した上で積極的に受け入れている。</p> <p>・知的財産については、その出願や維持にかかる費用を勘案しながら、実用化の可能性が高いものについて必要な出願、維持等を行い、自己収入の増加に努めている。</p> <p>[生活習慣病研究等に係る外部の競争的研究資金の獲得や知的財産の有効利用などにより、自己収入の一層の増加を図る。]</p>
<p>【経費の抑制】</p> <p>・人件費は、5年間で5%以上の削減目標を達成するため退職者の後補充にあたっては原則公募による若手任期付研究員の補充等に努めるとともに、国に準じた給与体系や人事勧告等に準じた対応を行うことにより、人件費の削減は順調に推移しており、今後も引き続き目標達成に向けて努力していく。</p> <p>・一般管理費については、光熱水料の節約や消耗品等の一括購入など経費節減への取り組みを推進してきており、業務経費についても施設・設備や検査機器等の共同利用をさらに進めるとともに、外注化の推進、公用車の削減等により、人的コスト及び経費の削減を図っている。</p> <p>なお、これらのコストについては、月次の会計決算によりコスト分析・管理を実施してきている。</p>

独立行政法人医薬基盤研究所	基盤的技術研究	<p>画期的な医薬品・医療機器の開発に資するとともに、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図るため、以下に再編する。</p> <p>①次世代ワクチン開発の基盤研究 ②医薬品、医療機器の毒性等評価系構築に向けた幹細胞基盤研究 ③難治性疾患治療等に関する基盤研究</p>	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>①(独)国立健康・栄養研究所と統合する(平成22年度末までに措置予定)。 [健康・栄養・食生活に関する研究との連携を図る観点から、独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合する。]</p> <p>②次期中期計画の策定に向けて研究プロジェクト等の現状や課題、業務の必要性等について精査し、検討を行う。 [民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基盤研究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査し、検討する。]</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>①定年退職者等の後補充において、プロジェクト研究員等を活用するなどの措置をとることにより、人件費の抑制を図る。 [プロジェクト研究員、協力研究員の一層の活用により、人件費の抑制を図る。]</p> <p>②(独)国立健康・栄養研究所と統合することとなっていることから、法人統合に向けた検討の中で監事の在り方について検討する。 [常勤監事による監査機能の強化を図る。]</p>	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>①業務の民間委託について、(独)国立健康・栄養研究所との統合の作業において検討を重ねていく。 [給与や経理業務など間接部門の業務の民間委託について検討する。]</p> <p>②研究費不正防止に関する規程を制定し、基盤研ホームページにおいて公表した。 [研究費不正防止に関する規程等を整備する。]</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>随意契約により複数年契約を締結していた案件で入札に移行可能なものについて、平成22年度から一般競争入札に移行する。 [給与水準の適正化]</p> <p>当研究所の給与体系は国に準じた体系を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、ラスパイレス指数を100に近づける。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>施設使用料の見直し、譲渡価格の見直しを行うなど、外部資金の獲得に向けた取組を更に進めていく。</p>
	生物資源研究	<p>画期的な医薬品・医療機器の開発に資するとともに、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図るため、以下のとおり措置する。</p> <p>①「遺伝子バンク事業」については、「難治性疾患研究資源バンク」に発展的に組み換える。 ②「霊長類センター」については、新興・再興感染症対策等の推進や難治性疾患の各種病態解明等を推進する。 ③「実験用小動物」、「培養細胞」「薬用植物」については、次世代の臨床医学・創薬研究分野に役立てるための基盤整備を引き続き実施する。</p>		
	研究開発振興業務	<p>①基礎研究推進事業については、今後は、「医薬品等開発に当たりリスクが高い研究分野」、「医薬品等開発に当たり公的支援の必要な研究分野」に重点化した募集を行う。 ②希少疾病用医薬品開発振興事業については、希少疾病用医薬品や医療機器(オーファンドラッグ等)の研究開発の助成等を国の指定制度に基づき実施しており、引き続き当法人において実施する必要がある。 ③実用化研究支援事業については、平成21年度より新規募集を休止し、既採択案件の指導・助言体制を強化する。 [実用化研究支援事業については、欠損金を生じさせないよう、事業手法の変更等について検討を行う。]</p>		
	承継事業	<p>承継事業の出資事業については、出資法人について、収益最大化のための指導を行うとともに、期待される収益が管理コストを上回る可能性のない法人については、速やかに解散整理等の措置を講ずる。融資事業については、償還計画に沿った貸付金の回収を着実に実施していく。 [多額の繰越欠損金を抱えている承継事業の速やかな整理に向け、出資者とも協議しつつ、必要に応じ、出資先の解散整理、特許権の売却その他の所要の措置を講ずる。]</p>		

<p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所</p>	<p>労働安全衛生に関する調査研究</p>	<p>【他の事務及び事業との統合】</p> <p>1 労働安全衛生研究の総合化と研究成果の活用促進  (1) 労働安全衛生研究に必要なデータ等の取得範囲の拡大  (2) 研究成果の活用促進に向けた取組みの実施  [労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。]</p> <p>2 労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究の推進</p> <p>3 他の研究機関で実施している重複研究課題等の排除のための措置  [労働安全衛生に関する調査研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積が見られるものについては、速やかに廃止する。]</p>	<p>【法人形態の見直し】  独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する(平成22年度末までに措置予定)。  [労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。]</p> <p>【支部・事業所等の見直し】  支部・事業所は有していない。</p> <p>【組織体制の整備】  独立行政法人労働者健康福祉機構との統合(平成22年度末までに措置予定)に伴い、総務・経理業務等間接部門の合理化を行う。</p> <p>【非公務員化】  平成18年4月1日に措置済み。</p>	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>① 現場ニーズや労働災害の発生状況、要因等の把握方法等の充実を図るとともに、研究課題の選定方法及び研究の評価方法について見直しを行い、行政ミッション型研究所としての性格をより一層明確にする。</p> <p>② 学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の専門家からなる外部評価委員会を開催している。  [外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。]</p> <p>【随意契約の見直し】  一般競争入札の拡大に向けた「随意契約見直し計画」、随意契約によることのできる限度額や公告期間の短縮基準等を国と同一とする「契約事務取扱要領」については策定又は改正済みである。  独立行政法人労働者健康福祉機構との統合(平成22年度末までに措置予定)に伴い、同機構の同種計画、規程等との統合を図ることとする。</p> <p>【給与水準の適正化】  ラスパイレズ指数については、平成20年度に事務職95.1、研究職92.2となっている。今後とも、さらに国民の理解が得られる適正な給与水準の維持に努めることとする。</p> <p>【自己収入の拡大】  自己収入の拡大について、競争的研究資金及び受託研究等の獲得に努めることとする。  [受託研究等による自己収入の拡大を図る]</p>
--------------------------	-----------------------	--	---	--

<p>年金積立金管理 運用独立行政法 人</p>	<p>年金積立金の管理・運用</p>	<p>管理運用法人は、平成18年4月に発足以来、「厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する」ことを目的とし、適切に年金積立金の管理・運用を行っている。</p> <p>次期中期目標期間においても、これらの目的を果たすため、①長期的に安定した収益の確保や②運用高度化のための基盤の整備及び強化に取り組むとともに、③国民の運用に対する理解を促進すること等に努めることとする。</p> <p>&lt;主な事項&gt;</p> <p>(1)長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本ポートフォリオの見直し</li> <li>○ リバランスの適切な実施に必要な機能の強化</li> <li>○ キャッシュ・アウトに必要な機能の強化</li> <li>○ 調査・分析の充実</li> <li>○ 運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化</li> </ul> <p>(2)運用高度化のための基盤の整備及び強化</p> <p>(3)内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>(4)国民に対する広報活動の充実・強化</p> <p>[年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運用に資する、重い責任を負った業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化を一層推進する。]</p>	<p>【組織体制の整備】</p> <p>(1)専門性の向上や管理運用体制の強化などの前述の「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」を実行するための組織体制についての所要の見直しを行う。</p> <p>(2)引き続き常勤監事等による監査を適切に実施する。</p> <p>[常勤監事等による監査機能の強化を図る。]</p>	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>運用高度化のための基盤整備及び強化や、内部統制の一層の強化に向けた体制整備、職員の研修・適切な実施を通じて、業務運営能力及び専門性の更なる向上や法令遵守及び受託者責任の徹底を図る。</p> <p>[職員の研修、利益相反管理の強化等により、更なる内部統制の徹底を図る。]</p> <p>人件費を含む一般管理費及び業務経費のあり方については、次期中期目標期間においても、リバランスの適切な実施や、キャッシュ・アウトの確実な実施等に必要な機能の強化といった新たに必要な業務もあることから、金融分野における専門知識を有する人材の確保や適切な業務遂行の観点から、一律の削減目標の設定には慎重な検討が必要。</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>一般競争入札等を積極的に導入するために、十分な公示期間の確保や仕様書の明瞭化など入札実施要件等の改善を行い、新たな業者の参入促進を図るとともに、入札等事務のマニュアルを作成して増加する事務手続きの統一化・効率化を図ることに加え、OA機器等の賃貸借契約の複数年化について導入する等の取組を進める。</p> <p>【給与水準の適正化】</p> <p>今後の給与水準も含めた人件費の在り方については、次期中期目標期間においても、リバランスの適切な実施や、キャッシュ・アウトの確実な実施等に必要な機能の強化といった新たに必要な業務もあることから、金融分野における専門知識を有する人材の確保や適切な業務遂行の観点から、一律の削減目標の設定には慎重な検討が必要。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>日野宿舍等(2件)については、保有しないことを前提に、宿舍からの退去時期等の所要の調整を行っている。</p> <p>[日野宿舍等(2件)の存廃について検討し、事務所移転時を目的に、結論を得る。]</p>
----------------------------------	--------------------	--	---	---

※ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえた措置については、下線を引いた上で、具体的措置の記載の末尾に[ ]括弧書きで同計画の該当箇所を引用。

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 21 年7月現在)

厚生労働省所管(2法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
1	国立健康・栄養 研究所 (17)	● 非公務員化	① 平成 18 年 4 月 1 日 (第 2 期中期計画) から措置済み。
		● 調査研究を「生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」などに特化・重点化	① 厚生労働省の担当部局と密接に連携を図りながら、国の生活習慣病対策等の施策立案や推進に結びつくものを重点において研究を推進した。なお「生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」は、3 つの重点調査研究の一つである。
		● 国民健康・栄養調査の集計業務の期間短縮化、経費節減	① 第 2 期中期計画において「調査票の集計事務を調査票の受理後、7 ヶ月間を目途に行う。」とし、集計作業の効率化を図ってきたところである。平成 20 年度は平成 19 年度より集計期間を 1 ヶ月短縮し既に中期計画は達成している。また調査票のデータ入力作業について、一般競争入札を実施し経費の縮減を行った。
2	労働安全衛生総合研究所 (16) 〔・旧産業安全研究所 ・旧産業医学総合研究所〕	● 産業安全研究所及び産業医学総合研究所における調査研究業務の一体的実施	① 独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所を平成 18 年 4 月 1 日に統合し、研究業務等の一体的実施及び質的向上のために以下の措置を実施した。 (組織の改編) ・研究員の知見を共有し、情報の伝達や意志決定を迅速にするため、産業安全及び産業医学の 2 研究所体制を廃止し、安全、健康、環境の研究領域制に移行

厚生労働省所管(2法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
			<p>(資質の高い研究職員の採用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究職員の採用に当たっては、産業安全と労働衛生で採用基準を統一し、学際的な研究を推進する観点から両分野の管理職が同時に面接を行い、専門分野の能力はもとより、研究者としての将来的な発展性についても見極めた上で採否を決定</li> </ul> <p>(研究評価基準の統一等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>両法人の研究者の知見を活用した学際的な研究を行うため、産業安全と労働衛生に係る研究評価基準を統一化</li> <li>効率的かつ効果的な研究資源の配分を行い、研究成果の質的向上を図るため、役員及び管理職による内部評価に加え、学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の専門家からなる外部評価を実施</li> </ul> <p>(間接部門の合理化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>間接部門の職員について、平成 20 年度末現在で平成 17 年度末に比較して 3 名削減</li> </ul>
		● 非公務員による事務及び事業の実施	<p>① 措置済み。</p> <p>※ 「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」(平成 18 年通常国会に提出、成立済み) で平成 18 年度から非公務員化</p>
		● 調査研究業務の重点化	<p>① 労働災害防止計画、イノベーション 25、WHO アクションプランに関する研究を重点的に実施した。</p>

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立健康・栄養研究所			府省名	厚生労働省	
沿革		大正 9. 9. 17 内務省栄養研究所創立→昭和 22. 5. 1 国立栄養研究所→平成元. 10. 1 国立健康・栄養研究所→平成 13. 4. 1 独立行政法人化（公務員型）→平成 18. 4. 1 非公務員化→独立行政法人医薬基盤研究所と統合（平成 22 年度末までに措置予定）					
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年 4 月～平成 18 年 3 月 第 2 期：平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月					
役員数及び職員数 (平成 21 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数			
		4 人（2 人）	2 人（0 人）	2 人（2 人）	4 6 人		
年 度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度(要)
国からの財政支出額の推移  (単位：百万円)	一般会計	8 2 2	9 3 1	8 3 1	7 9 1	7 8 9	7 7 8
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	8 2 2	9 3 1	8 3 1	7 9 1	7 8 9	7 7 8
	うち運営費交付金	8 0 3	9 0 8	8 1 2	7 9 1	7 8 9	7 7 8
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	1 8	2 3	1 9	—	—	—
支出予算額の推移 (単位：百万円)		1, 0 8 7	1, 1 4 1	1, 0 4 7	8 9 9	8 8 1	—
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移  (単位：百万円)		3 0 4	3 6	5 1	4 5		
発生要因		平成 20 年度は、栄養情報担当者（NR）事業収入について前年度と比べ約 700 万円減収となった上、試験監督業務の外部委託、試験、研修会開催のための会場借料などの固定経費の支出が収入を上回ったため、約 583 万円の損失を出したが、特別用途食品表示許可試験収入、受託収入、NR 事業収入、寄附金収入、その他の収入として施設使用収入、印税収入等により貸借対照表上約 4, 500 万円の利益剰余金が生じた。					
見直し案		法人経営基盤の安定化を図るため、競争的資金や受託研究等の外部資金の獲得に取り組む。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		0	6 0	1 0 2	1 0 3		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		9 2 6	1, 0 5 8	8 9 6	9 9 9	(見込み) 9 2 1	(見込み) 1, 0 7 9
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		・食品表示許可試験の申請件数の増、光熱水量等の節約、機器の効率的な運用等により、改善に努める（▲10 百万円）					

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 20 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費(人件費を除く。)については、中期目標期間に10%の削減を目標としているが、中期計画の3年目において、既に10.8%の削減を達成した。</li> <li>・人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5カ年において5%以上の削減を予定しているが、平成20年度において3%の人件費削減を行っており、ほぼ目標に沿った削減を実施している。</li> </ul> <p>なお、当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、国の給与改正に準じた給与の見直しを必要に応じ行っていく。また、当研究所の給与水準は国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、今後、研究員等の採用にあたっては若手の優秀な職員を積極的に採用するなど、平均給与水準をさらに抑制するための改善に引き続き取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務経費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの)については、中期目標期間に5%の削減を予定しているが、中期計画の3年目であるにもかかわらず、既に6.0%の削減を果たした。</li> <li>・学術論文の掲載250報以上、口頭発表750回以上を目標としているが、平成20年度現在、学術論文の掲載は347報、口頭発表は952回となっており、既に目標数値を大幅に超えている。</li> <li>・知的財産については20件以上の特許出願を目標としているが、平成18年度6件、平成19年度2件、平成20年度5件と計13件の出願を行っており、目標達成に向けて概ね順調に進んでいる。</li> </ul>
---	---

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人国立健康・栄養研究所	<b>府省名</b>	厚生労働省
<b>事務及び事業名</b>	重点調査研究		
<b>事務及び事業の概要</b>	<p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要な不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の3つの分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究                  ②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究                  ③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p>		
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	4 8 7, 7 8 2 千円 (△ 6, 7 3 9 千円)	<b>支出予算額</b> (対 21 年度当初予算増減額)
			5 7 2, 4 2 8 千円 (+ 7 7, 9 0 7 千円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成21年1月1日現在)	4 6 人		
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>厚生労働省、内閣府等の担当部局と密接な連携を図りながら、国の生活習慣病対策、食育推進等の健康づくり施策の企画立案や推進に結びつくものに重点を置いて調査研究を推進した。また、民間団体、大学、他府省等における調査研究と重複しないよう、必要に応じて役割分担による共同研究を実施した。</p> <p>長寿社会が進展する中で、生活習慣病対策や健康食品の安全確保は国の重要施策の一つであり、一部研究計画等を見直した上で、引き続きこれらの研究を継続的に実施する。</p> <p>【主な取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省が策定した「運動基準 2006」で示された身体活動量、運動量、体力基準の妥当性について検証するため、食事調査を行った中年男女 1,500 人を対象とする大規模無作為割付介入研究を実施。</li> <li>・中高年者にとって安全なレジスタンス・トレーニングが、中高年者の筋機能及び脂質、糖質消費量に及ぼす影響について、従来の筋力トレーニングと同等の効果があることを検証。</li> <li>・運動の肥満・糖尿病予防機序、脂質（飽和脂肪酸、トランス脂肪酸等）や糖質の過剰摂取による肥満・糖尿病発症機序及びその予防法について、分子レベルでの研究を実施。</li> <li>・生活習慣病の発症と遺伝子多型や栄養素摂取量・身体活動量等の環境因子との関連性を研究。</li> <li>・罹患同胞対法を用いた全ゲノム分析により、2型糖尿病感受性領域としてマップした遺伝子で未だ同定されていない領域について解析を行い、2型糖尿病感受性遺伝子を同定した。</li> </ul> <p>[民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究の排除に努めるとともに、国の生活習慣病対策等の施策に、より高い反映・効果が見込まれる研究に重点化する。]</p>		
<b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b>	<p>調査研究業務については、業務の特殊性から行政サービス実施コストへの影響試算には馴染みにくいが、長期的な視点に立てば、研究開発の成果の社会還元により、健康な生活習慣の確立、生活習慣病等の予防・治療の進展、医療費の削減効果など、健康な長寿社会の実現につながる。</p>		

※ [ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>国の生活習慣病対策等の企画立案や推進に結びつく研究は今後ますますその重要性が高まっており、他の大学、研究機関等との役割分担や連携を図りながら、こうした分野に重点を置いた質の高い研究を一層の推進していくことが重要である。</p> <p><b>【廃止または民営化した場合の問題点】</b></p> <p>当研究所は、国の生活習慣病対策の確保に直結する国民の健康・栄養に関する精度の高い科学的データを提供できる唯一の研究機関であることから、3つの重点調査研究は継続して行う必要があり、事業の廃止等は国民の生活習慣病予防対策の推進に直接的に悪影響を及ぼすこととなる。</p> <p><b>【他法人への移管・一体的に実施した場合の問題点】</b></p> <p>3つの重点調査研究は、国民の公衆衛生の向上及び増進のために必要不可欠な事業であり、かつ、これら健康・栄養・運動に関わる研究を総合的・一体的に実施している唯一の研究機関である当研究所でのみ行い得るものであり、事業の他法人への移管等は困難である。</p> <p><b>【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】</b></p> <p>3つの重点調査研究は、いずれも国民の公衆衛生の向上及び増進のために必要不可欠の事業であり、安易に他の事務等と統合した場合、当該事業の効果的・効率的推進の妨げになると考えられる。</p>
-------------------	--

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
事務及び事業名	重点調査研究以外の調査研究			
事務及び事業の概要	<p>① 科学技術基本計画に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行う。</p> <p>② 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行う。</p>			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	1 0 4, 5 2 5 千円 (△ 1, 4 4 4 千円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	1 1 8, 6 3 3 千円 ( + 1 2, 6 6 4 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	46人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 科学技術基本計画に沿って、将来その応用・発展的な展開を可能とするため、見直し後も引き続き、若手研究者等による関連研究領域の基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p> <p>② 食育推進基本計画に基づき全国的に食育を推進するため、関係機関・団体等との連携や役割分担の下に、当研究所の役割を踏まえて、食育推進に資する研究を引き続き実施する。また、食育推進以外の健康と栄養・運動に関わる研究についても、引き続き行政施策推進に資する研究課題を選定し、調査研究を行う。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	これらの調査研究の進展により、若手研究者の育成や将来のシーズとなる研究成果が期待されるとともに、当該成果を活用した受託研究等も見込まれることから、収入増も期待される。			
上記措置を講ずる理由	<p>・若手研究者等による将来のシーズとなる独創的・萌芽的研究については、外部評価委員等から高く評価されており、若手研究者の育成や研究所の活性化の観点から、引き続き実施する必要がある。</p> <p>・幼児から高齢者まで食生活・栄養等に関わる数多くの課題があり、国民の健康的な生活習慣を確立するためには、食育をはじめとする国の施策推進に役立つ調査研究を一層推進する必要がある。</p> <p>【廃止または民営化した場合の問題点】 国の生活習慣病対策の確保に直結する国民の健康・栄養に関する精度の高い基礎的なデータを継続して提供できる唯一の研究機関であることから、3つの重点調査研究に必要不可欠な付随する本事業は継続して行う必要があり、事業の廃止等は国民の健康へ直接的に悪影響を及ぼすこととなる。</p> <p>【他法人への移管・一体的に実施した場合の問題点】 本事業は、3つの重点調査研究とともに、国民の公衆衛生の向上及び増進のために必要不可欠の事業であり、かつ、同事業を実施できるのは、健康・栄養・運動の3分野を総合的に研究している唯一の研究機関である当研究所でのみ行い得るものであり、事業の移管等は困難である。</p> <p>【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】 本事業は3つの重点調査研究とともに、国民の公衆衛生の向上及び増進のために必要不可欠の事業であり、安易に無関係な他の事務等と統合した場合、かえって統合の効果は得られなくなることが考えられる。</p>			

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
事務及び事業名	健康増進法に基づく業務			
事務及び事業の概要	<p>①国民健康・栄養調査の集計事務 厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等施策を実施する基礎データを得るため、全国300地区、6,000世帯を対象に調査を実施し、そのデータの集計・解析を実施している。</p> <p>②特別用途食品の許可又は承認に必要な試験及び収去食品の試験 ・特別用途食品（乳児用、幼児用、妊婦用、病者用などの特別な用途に適する旨の表示を許可された食品）として申請のあったものについて、厚生労働大臣は当研究所に許可に必要な試験を行わせることになっている。 ・保健所を設置する自治体が収去した特別用途食品等について、表示の内容が適切か否かを確認するため、当研究所において当該表示に係る有効成分の質量試験を実施している。</p>			
事務及び事業に係る22年度予算要求額	国からの財政支出額 (対21年度当初予算増減額)	104,525千円 (△1,444千円)	支出予算額 (対21年度当初予算増減額)	125,839千円 (+10,585千円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成21年1月1日現在)</small>	2人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>・国民健康・栄養調査の集計業務については、期間の短縮や経費の節減に努めてきたところであるが、当該調査は厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等施策を実施する基礎データを得るために不可欠なものとして位置づけられており、見直し後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>[調査集計に要する期間の短縮化や経費節減の推進状況について、毎年、数値的に検証・公表を行うとともに、その結果に基づき、具体的目標の見直しを不断に推進する。]</p> <p>・食品表示許可試験及び収去試験については、健康増進法の改正及び消費者庁の創設により、消費者行政の立て直し・強化が図られることにより、当研究所におけるこれら法定業務は今後ニーズが一層高まることが予想されるため、今後も引き続きこれらの業務を確実に実施するため体制の確保・強化を行う。</p> <p>特別用途食品の表示許可試験については、登録試験機関においても実施されているところであるが、検査精度の維持・管理や検査方法の標準化、ヒアリングの実施等の課題も多数あり、登録試験機関を活用しつつ、当研究所が引き続き、主体的に実施していく必要がある。</p> <p>また、収去試験については、健康増進法に基づき国が実施することになっており、その結果に基づき、行政処分等の権限の行使が伴うという業務の性格から、一般の食品等と同様、国の関係機関である当研究所が自ら実施する必要がある。</p> <p>[特別用途食品を利用する国民の信頼に寄与するため、整理合理化後の体制も踏まえ、民間の登録試験機関の活用につき、検討する。]</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	食品表示許可試験の件数の増加による自己収入の増加 約500万円			

※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述

上記措置を講ずる理由

国民健康・栄養調査の集計業務は、健康増進法に基づく法定業務であり、その目的を達成するためには、全国の自治体を指導しつつ、調査を正確かつ効率的に実施する必要があるため、そのノウハウを唯一有する当研究所が引き続き実施する必要がある。

また、特別用途食品の許可試験及び収去食品の試験については、消費者庁の創設後も引き続き実施する必要がある、また消費者行政の強化が図られることにより今後ニーズがさらに高まることが予想されるため、当研究所は国民生活センターとの連携をさらに強化し、消費者保護の観点からこれらの業務を的確かつ効率的に実施していく必要がある。

【廃止または民営化した場合の問題点】

国民健康・栄養調査は国及び都道府県の生活習慣病対策の計画・評価の基盤的データを提供するものであり、当該業務に関連する研究基盤及びノウハウの蓄積のある当研究所でなければ的確に対応できないものであるため、当該業務が廃止されると的確な調査の実施が困難となり、民営化にはそぐわない。

また、特別用途食品の収去試験については、許可された特別用途食品等の適正表示を確保するため試験の結果に基づく許可取り消し等の公権力の行使を前提として行われることから、当該業務を廃止、民営化し不適切な運用がなされた場合、国の特別用途食品及び栄養表示基準制度への信頼が損なわれるとともに、特別用途食品の安全性の確保に大きな支障を来す恐れがある。

【他法人への移管・一体的に実施した場合の問題点】

国民健康・栄養調査の集計業務については、関連する調査研究の実績やノウハウがあってはじめて対応可能なものであり、調査を担当する地方自治体の管理栄養士等と密接な関係があり、適切な指導を行うことができる当研究所でなければ当該業務は実施できないことから、他法人への移管等は困難である。

また、収去試験については、公平・中立性を確保することが必須であること、食品成分の機能や分析手法を熟知した専門家集団を有する当研究所でのみ行うことができることから移管等は困難である。

【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】

集計業務や収去試験等は健康増進法に基づく法定業務であり、正確性、公平性等を担保するためには独立かつ専門的に実施する必要がある、他の事業等との統合は困難である。

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
事務及び事業名	国際協力、産学連携等対外的な業務			
事務及び事業の概要	<p>① 国際栄養協力体制を充実強化し、特にアジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たす。</p> <p>② 産学連携推進機能の強化、寄附研究部門の充実等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指す。</p>			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	4 3, 1 5 0 千円 (△ 5 9 7 千円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	5 0, 1 5 2 千円 (+ 6, 4 0 5 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	4 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)  ※[ ]内 は整理合理化計画の該当箇所の記述	<p>・アジア栄養研究ネットワーク等を通じてアジア地域の国々との研究協力や若手研究者の招へい事業等を行ってきたが、アジア地域をはじめとする諸外国との栄養・運動分野における研究協力のニーズは高いことから、今後も引き続き国際協力を推進していく。</p> <p>・これまで産学連携による大学や企業等との共同研究や受託研究を行ってきたが、研究成果の社会還元や知的財産の獲得及び実用化の観点から、今後も引き続き産学連携による共同研究や受託研究等を推進していく。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<p>・国際協力を通じてアジア地域をはじめ諸外国の健康水準が向上すれば、社会的利益は大きい。</p> <p>・共同研究や受託研究が盛んになれば研究所の収入増が期待されるとともに、知的財産等が実用化されれば、研究成果の社会還元や実施料による研究所の収入増が期待される。</p>			
上記措置を講ずる理由	<p>・アジア地域をはじめ途上国において、健康格差が拡大し、過剰栄養による肥満や栄養不足による健康障害が大きな問題となっており、これらの問題を解決するため、国際協力を通じて我が国が果たす役割は大きい。</p> <p>・産学連携等については、研究成果の社会還元や共同研究等を通じて効果的・効率的な研究の推進や人材養成、技術の移転・交換が可能となる。</p> <p>【廃止または民営化した場合の問題点】 当該事業は、アジア地域をはじめ海外との国際栄養協力体制を充実、学術ネットワークの構築を行い、国際社会における日本の役割を果たすとともに、産学連携の推進・充実を図ることにより、研究成果の社会還元等を目指すものである。栄養問題は感染症対策と並ぶ途上国における最重要課題であり、当該事業を廃止または民営化した場合、「国際栄養協力体制」が脆弱化し、国際社会における日本の十分な責任が果たせなくなる。また、産学連携機能についても、研究の効果的・効率的推進や人材育成の観点から非常に重要なものであり、医薬基盤研究所との統合によりさらなる充実・発展が期待されていることから、廃止等は社会的ニーズに逆行するものである。</p> <p>【他法人への移管・一体的に実施した場合の問題点】 当研究所以外に、国際栄養協力体制の充実強化、学術ネットワークの構築等の健康・栄養分野における国際協</p>			

力及び健康、栄養、運動における総合的な産学連携が可能な法人は見当たらないと考えられるため、他法人への業務移管は困難である。

(なお、基盤研との一体的実施については今後検討の必要が残る。)

**【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】**

当該事業については、国際産学連携センターを窓口として、当研究所の各研究部門及び事務部門が密接に連携して実施し、年々着実に実績を伸ばしており、関連のない他の事業との統合・一体化を行えば、当該事業の効果的・効率的な推進を妨げる恐れがある。

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所	府省名	厚生労働省
事務及び事業名	栄養情報担当者（NR）制度について		
事務及び事業の概要	栄養情報担当者（以下「NR」という。）が社会的役割を果たすことができるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図るとともに、実際の業務内容のモニタリング等を行い、制度や研究所の関与のあり方について検討すること。		
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	－円 (－円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額) 43,901 千円 (△4,286 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	1 人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)  ※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部有識者を含むNR認定委員会等を通じて、厳格な試験を実施し、平成 20 年度までに 3,480 名にNR資格を付与したが、健康食品に対する国民の関心は年々高まっており、消費者費に健康食品等に関する適正な情報を提供することが一層重要になっていることから、今後当該制度のさらなる充実を図る必要がある。</li> <li>・外部有識者を中心とする「NR制度のあり方検討委員会」を設置し、平成 20 年 8 月に委員会意見として「報告書」が提出されたことを受け、今後、NRの認知度の向上、職域の拡大など、NR支援の強化を図るとともに健康食品管理士認定協会等との連携を進めていく。</li> </ul>		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	質の高いNRがさまざまな現場で活躍できる環境をつくることにより、国民の食の安全及び健康食品等による健康被害の防止や健康の保持増進に役立つ。		
上記措置を講ずる理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の健康志向の高まりに伴い健康食品に対する国民の関心やニーズは急速に高まっており、こうした状況に対応するため「NR制度のあり方検討委員会」の報告書を踏まえ、NRを取り巻く活動状況等の現状と課題を踏まえ、NR制度をさらに充実発展させるとともに、NRの資質向上、活動の場の拡大など、社会的ニーズに対応した環境づくりを推進していくことが必要である。</li> <li>・また、健康食品管理士など他の類似資格関係団体との関係についても、NR制度が主導的立場にあることから、認定更新に必要な単位の相互互換等を通じて連携を深め、NRの認知度の向上や活動の支援を図る必要がある。</li> </ul> <p>【廃止または民営化した場合の問題点】</p> <p>本事業は、消費者に対して健康食品の乱用・誤用を招かないよう的確な相談指導・情報提供を行う栄養情報担当者の認定を行うものであり、廃止をすれば、疾病予防効果を強調・宣伝する各種の「いわゆる健康食品」が数多く社会に出まわり、健康被害事例の多発を招く恐れがある。</p> <p>また民営化した場合、その認定制度はあくまで企業としての使命、目的に沿ったものとなるため、公正で科学的な相談指導、情報提供が行えなくなり、消費者に混乱を招くとともに健康被害の多発等に繋がる。</p> <p>以上のため、健康・栄養の分野で実績のある当研究所は、その使命の範囲からも、また国民からの信頼感からも廃止或いは民営化は困難である。</p>		

**【他法人への移管・一体的に実施した場合の問題点】**

当該事業は、国民の関心が高まっている健康食品の安全性・有効性等に関する適正な情報提供の担い手を養成するために、健康・栄養分野で実績のある当研究所がこれまでの研究成果や実績を活かしながら、組織一体となって取り組んで成果を上げているものであり、社会的認知度も高まってきている。他法人等でも類似の資格を付与しているが、資格認定制度の質や養成の目的等において、さまざまな課題を抱えており、当該NR制度が国の特別用途食品制度の適正な運用を図る先導的役割を果たしているため、他法人への移管を実施した場合、国民への適切な情報提供や相談が行われず、健康食品による健康被害の防止等が困難になる。

**【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】**

当該事業は、当研究所が国民の健康の保持増進に関する調査研究及び国民の栄養その他食生活に関する調査研究を総合的・一体的に実施していることを基盤として行っているものであり、他の事務及び事業との統合は困難である。

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名			府省名	
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
<p><b>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p> <p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p><u>独立行政法人医薬基盤研究所と統合する(平成 22 年度末までに措置予定)。</u> <u>[国民の健康の増進について、より多角的に研究を進める観点から、独立行政法人医薬基盤研究所と統合する。]</u></p>	<p>新法人設立に伴い各研究所の研究部門、事務部門についても、必要な見直しを行う。(具体的な見直しについては検討中)</p>	<p><u>事務部門の一部効率化・合理化が見込めるため、平成 22 年度までに統合後の事務部門の人員配置について検討を行う。</u> <u>研究部門についても、統合を見据えた効率的、効果的な研究組織への見直しを検討する。</u> <u>[外部の協力研究員の一層の活用を図る。]</u></p>	<p>平成 18. 4. 1 実施済み</p>
<p><b>上記措置を講ずる理由</b></p>	<p>事務部門の一部効率化・合理化が見込める。 医薬品等の開発に関する研究能力と健康・運動・栄養に関する研究機能を相互に活用して、一体的統合により、生活習慣病対策等に相乗効果がある。 東京、大阪という東西の中心に研究拠点を持つことにより、幅広く大学・企業等との共同研究や受託研究が盛んになる。</p>	<p>新法人のもとに、各研究所においても、調査研究を中心とする業務及び組織運営をより効果的・効率的に実施できる体制を整備する必要がある。</p>	<p>整理合理化計画において「平成 22 年度末までに医薬基盤研究所との統合する」こととされたことを踏まえ、国民の健康の増進について、より多角的に研究を進める観点から統合を行うため。</p>	

#### IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	運営体制の改善	研究・業務組織の最適化	職員の人事の適正化	事務等の効率化・合理化
<p><b>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</b></p> <p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>・研究所の経営判断等に関する重要案件については、定期、臨時に開催する幹部職員で構成する「運営会議」をはじめ、各種所内委員会等の開催などを通じて、効率的かつ円滑に審議・調整を図ってきており、見直し後も引き続き、こうした取組による柔軟かつ効率的な組織運営に努める。</p>	<p>・兼任ポストの見直しに基づく再配置により専任化するなどの人員配置を行い、効率的・効果的な業務推進体制の充実を図ってきた。</p> <p>また外部機関から客員研究員、協力研究員等を積極的に受け入れ人材養成や研究所の活性化につなげるとともに、大学の客員教授、特別講義の実施等を通じて、若手研究者等の育成や共同研究等の基盤を構築してきた。</p> <p>・見直し後についても、組織の最適化・効率的運営の観点から、こうした取組を引き続き実施する。</p>	<p>・国民健康・栄養調査、食事摂取基準策定、食品分析等の法定業務をはじめ、研究目的に沿って公募による研究員の配置や特別研究員、補助員等の適正配置を図ってきた。</p> <p>また研究員や事務職員についても適正な評価に基づく昇給昇格への反映を行ってきた。</p> <p>・見直し後についても、人材の適正配置及び適正な評価に基づく処遇への反映を引き続き実施する。</p>	<p>・兼任ポストの見直しに基づく再配置によって、権限と責任の均衡を保てる組織運営とし、定型的業務の外部委託等により、事務の円滑・効率的処理を図るとともに、所内 LAN の活用による用紙の節減等や電子掲示板の活用などによる業務の効率化に努めてきた。また、職員の資質向上や円滑な業務遂行を図るため、各種研修会等に参加させた。</p> <p>・見直し後についても、こうした事務の効率化・合理化に向けた取組を引き続き実施する。</p>
<p><b>上記措置を講ずる理由</b></p>	<p>法人運営と意志決定を機動的かつ効率的実施し、各部門間の連絡調整を密にし執行体制を強化するとともに、業務の確実な実施のため研究企画評価に関わる体制の強化と業務の計画的実施が図られる。</p>	<p>組織ポストの再配置等の人員配置を行い研究業務組織体制の効率化を図るとともに他機関との連携・交流を推進し組織の活性化が期待される。</p>	<p>・適正な評価等に基づき、人事の適正化を図り、適材適所での人事配置を推進することにより、研究業務の効率的推進及び質的向上が可能となるとともに、人件費削減にも寄与することが期待される。</p>	<p>・ITの活用による事務等の合理化や外部委託を進めることにより業務経費の削減につながる。</p> <p>・事務職員の資質向上により、事務の効率化・合理化が図られる。</p>

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	評価の充実	業務運営全体での効率化	外部研究資金その他の自己収入の増加	経費の抑制
<p data-bbox="197 655 584 767">運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p> <p data-bbox="181 823 600 847">※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p data-bbox="667 284 1001 847">・中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況に基づき、研究実績に係る内部中間報告会及び外部評価委員会における所内公開での報告及び評価を行ってきており、引き続き実施することとする。</p> <p data-bbox="667 552 1001 847">・これらの評価結果については、職員全員に周知を図り、研究所に求められている役割や方向性について、共通の理解を促すとともに、研究及び業務の内容の改善に努めており、必要に応じて見直し等を行いながら引き続き推進していく。</p>	<p data-bbox="1032 284 1366 488">・一般管理費については、公用車の削減、消耗品の一括購入等により、平成20年度末現在で目標とする10%を超える削減を達成している。</p> <p data-bbox="1032 488 1366 727">・人件費は、5年間で5%以上の削減目標を達成するため、退職者の後補充にあたり原則公募による若手任期付研究員の補充等により平成20年度末現在で3%の削減を達成している。</p> <p data-bbox="1032 727 1366 1078">・業務経費は、原則競争入札の実施などにより経費削減に努めたものの、中期目標期間中に臨時的支出が生じるなどにより単年度では予算額を上回る支出があったが、平成20年度末現在6%の削減となっており、削減目標の範囲内で推移している。</p>	<p data-bbox="1397 284 1731 879">・厚生労働省、文部科学省、科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究に積極的に応募し、競争的資金の獲得に努めている。また企業等との共同研究や受託研究についても、内容を精査した上で積極的に受け入れている。</p> <p data-bbox="1397 624 1731 879">・知的財産については、その出願や維持にかかる費用を勘案しながら、実用化の可能性が高いものについて必要な出願、維持等を行い、自己収入の増加に努めている。</p> <p data-bbox="1397 879 1731 1062">[生活習慣病研究等に係る外部の競争的研究資金の獲得や知的財産の有効利用などにより、自己収入の一層の増加を図る。]</p>	<p data-bbox="1765 284 2098 695">・人件費は、5年間で5%以上の削減目標を達成するため退職者の後補充にあたっては原則公募による若手任期付研究員の補充等に努めるとともに、国に準じた給与体系や人事院勧告等に準じた対応を行うことにより、人件費の削減は順調に推移しており、今後も引き続き目標達成に向けて努力していく。</p> <p data-bbox="1765 695 2098 1078">・一般管理費については、光熱水料の節約や消耗品等の一括購入など経費節減への取り組みを推進してきており、業務経費についても施設・設備や検査機器等の共同利用をさらに進めるとともに、外注化の推進、公用車の削減等により、人的コスト及び経費の削減を図っている。</p> <p data-bbox="1765 1078 2098 1214">なお、これらのコストについては、月次の会計決算によりコスト分析・管理を実施してきている。</p>
上記措置を講ずる理由	引き続き所内の実績報告会及び外部評価委員会における評価を行い、研究及び業務内容の改善に努める必要がある。	引き続き業務の効率化を進め、中期目標である人件費5%、一般管理費10%及び、業務経費各5%を達成できる見込みである。	引き続き競争的資金の獲得に努めるとともに企業等との共同研究や受託研究を積極的に受け入れる。 また、知的財産について、	引き続き支出の見直しを進め、中期目標である人件費5%、一般管理費10%及び、業務経費各5%を達成できる見込みである。

			実用化の可能性により必要な出願等を行い、引き続き自己収入の増加に努める。	
--	--	--	--------------------------------------	--

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	セキュリティの確保			
<p>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p> <p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>「セキュリティ対策実施手順書」の作成及びアプリケーションソフトの導入などを行い、セキュリティ確保に努めた。また、セキュリティ監査会社によるセキュリティチェックを受け、問題点について速やかに改善を図った。</p>			
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>当研究所のウェブサイトのセキュリティ確保は、国民に対する情報発信の重要性から引き続き重視していく必要がある。</p>			

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

<b>法人名</b>		独立行政法人医薬基盤研究所			<b>府省名</b>	厚生労働省	
<b>沿革</b>		国立医薬品衛生研究所の一部 国立感染症研究所の一部 (独)医薬品医療機器総合機構の一部			平成 17.4.1	平成 22 年度末までに措置予定	
					→ 独立行政法人医薬基盤研究所創設	→ 独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合	
<b>中期目標期間</b>		第 1 期：平成 17 年 4 月～平成 22 年 3 月					
<b>役員数及び職員数</b> (平成 21 年 1 月 1 日現在)		<b>役員数 (うち、監事の人数)</b>			<b>職員の実員数</b>		
※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		<b>法定数</b>	<b>常勤の実員数</b>	<b>非常勤の実員数</b>			
		4 人 (2 人)	1 人 (0 人)	3 人 (2 人)	83 人		
<b>年 度</b>		<b>平成 17 年度</b>	<b>平成 18 年度</b>	<b>平成 19 年度</b>	<b>平成 20 年度</b>	<b>平成 21 年度</b>	<b>平成 22 年度(要)</b>
<b>国からの財政支出額の推移</b>  (単位: 百万円)	<b>一般会計</b>	11,577	11,643	11,598	11,555	11,414	12,630
	<b>特別会計</b>	1,000	1,400	1,200	1,200	800	400
	<b>計</b>	12,577	13,043	12,798	12,755	12,214	13,030
	<b>うち運営費交付金</b>	11,474	11,443	11,333	11,283	11,152	11,473
	<b>うち施設整備費等補助金</b>	103	200	264	273	262	1,157
	<b>うちその他の補助金等</b>	1,000	1,400	1,200	1,200	800	400
<b>支出予算額の推移</b> (単位: 百万円)		13,005	13,432	13,346	13,674	12,941	—
<b>利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移</b> (単位: 百万円)		△26,952	△28,413	△29,520	△30,613		
<b>発生要因</b>		・ 実用化研究支援事業は、財政投融资特別会計から出資金を受け入れ、それを各研究テーマ採択先に委託費として支出しているが、医薬品の研究開発は長期間を要し、研究終了後の研究成果の実用化による製品販売収入等により収益の回収を行うことから、研究開発期間中は研究委託費が損益計算上損失として計上されることになり、繰越欠損金が計上されている。 ・ 承継業務の出資事業の繰越欠損金については、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施していた出資事業により生じたものであり、同機構から事業を引き継いだ医薬品医療機器総合機構を経て承継したものである。出資事業は、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と民間企業との共同出資により設立された研究開発法人が、医薬品、医療機器に係る研究開発を実施したものであり、研究開発に必要な費用を出資金により賄うため、研究開発の進行に伴い、出資金と欠損金の双方が増加する構造となっていたものである。					
<b>見直し案</b>		・ 実用化研究支援事業については、繰越欠損金の増加を抑えるため、平成 21 年度より新規募集を休止することとした。 ・ 承継事業については、導出先企業において製品化に向けた開発が進行している存続 2 社については収益最大化のための					

		指導を行うとともに、解散整理等の措置を講じる必要がある場合には速やかに対応していく。					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	654	688	806	459			
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	15,687	15,851	14,254	14,129	(見込み) 14,121	(見込み) 14,121	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	実用化研究支援事業に係る新規募集の休止及び継続案件のバイ・ドール委託費の交付の終了による削減：△4億円						
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成20年度実績)	<p><b>【業務運営の効率化に関する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究開発振興業務に係る一般管理費（退職手当を除く）については、平成16年度と比べて15%程度の額を節減。 → 20年度終了時で15.8%の節減</li> <li>○ その他の業務の運営費交付金に係る一般管理費（退職手当を除く）については、平成17年度と比べて12%程度の額を節減。 → 20年度終了時で9.1%の節減。中期目標終了時（21年度末）で12%程度の節減見込み。</li> <li>○ 人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成17年度を基準に中期目標期間中に4%以上の削減。 → 20年度終了時で4.3%の削減。</li> <li>○ 研究開発振興業務に係る事業費（競争的資金を除く）については、平成16年度と比べて5%程度の額を節減。 → 20年度終了時で79.2%の節減 ※事業費のうち指定研究に係る経費について、競争的資金に振り替えたため、単純比較はできないもの</li> <li>○ その他の業務の運営費交付金に係る事業費については、平成17年度と比べて4%程度の額を節減。 → 20年度終了時で32.6%の増。 新規プロジェクトの立ち上げ等による設備整備等のため上回る事となった。なお、17年度から20年度までの4年間における事業費の合計額は、中期計画の削減率を反映し策定されている同期間の予算の合計額に対して、98.8%と下回っており、着実な経費の節減は行われている。中期目標終了時（21年度末）で4%程度の節減見込み。</li> </ul> <p><b>【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成果の普及及びその活用の促進 基盤的研究部及び生物資源研究部の研究成果につき年間60報以上の査読付論文を科学ジャーナル等論文誌に掲載する。 →平成18年度以降毎年達成 平成17年度（41報）、平成18年度（87報）、平成19年度（98報）、平成20年度（127報）</li> </ul>						

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人医薬基盤研究所		<b>府省名</b>	厚生労働省
<b>事務及び事業名</b>	基盤的技術研究			
<b>事務及び事業の概要</b>	<p>画期的な医薬品・医療機器の開発に資する共通的技術の開発を行うことにより、大学や企業等における新たな医薬品・医療機器の開発を目指した研究開発を支援する。</p> <p>(1) 医薬品安全性予測のための毒性学的ゲノム研究  (2) ヒト試料を用いた疾患関連たんぱく質の解析研究  (3) 疾患関連たんぱく質の有効活用のための基盤技術開発  (4) 新世代ワクチン・抗ウイルス剤開発基盤研究  (5) 新世代抗体産生基盤研究  (6) 遺伝子導入技術の開発とその応用</p>			
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	278,320,000 円 ( 51,545,000 円)	<b>支出予算額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	590,555,000 円 ( 51,545,000 円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> <small>(平成21年1月1日現在)</small>	18人			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>次期中期計画においては、第三期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)、長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月閣議決定)等を踏まえて策定された「研究開発独立行政法人の在り方について」(平成19年10月総合科学技術会議有識者議員)において提言されている①安全・安心な社会の実現、②国家の基幹となる技術体系の確立、③産業競争力の強化と次世代を拓く新技術の創造等の「国の政策課題達成のための研究開発」を推進する。</p> <p>具体的には、厚生労働省所管の独立行政法人として、より効率的かつ効果的に画期的な医薬品・医療機器の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図るため、研究プロジェクトのテーマを関連するものごとに再編し、①次世代ワクチン開発の基盤研究、②医薬品、医療機器等の毒性等評価系構築に向けた幹細胞基盤研究、③難治性疾患治療等に関する基盤研究とする。</p> <p>その詳細は、以下のとおりである。</p> <p>①「次世代ワクチン開発の基盤研究」は、現在の「新世代ワクチン・抗ウイルス剤開発基盤研究」の一部(情報伝達制御に関するもの以外のもの)に再編する。</p> <p>②「医薬品、医療機器等の毒性等評価系構築に向けた幹細胞基盤研究」は、現在の「医薬品安全性予測のための毒性学的ゲノム研究」、「新世代抗体産生基盤研究」及び「遺伝子導入技術の開発とその応用」を統合する。</p> <p>③「難治性疾患治療等に関する基盤研究」は、現在の「ヒト試料を用いた疾患関連たんぱく質の解析研究」、「疾患関連たんぱく質の有効活用のための基盤技術開発」及び「新世代ワクチン・抗ウイルス剤開発基盤研究」</p>			
<p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>				

	<p>の一部(情報伝達制御に関するものに限る。)を統合する。  [民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基盤研究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査し、検討する。]</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響  (改善に資する事項)</p>	<p>研究テーマの重点化による効率化</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>基盤的技術研究については、過去4年間、目覚ましい研究成果を上げてきたが、これをさらに発展させ、現在の厚生労働行政を取り巻く、新型インフルエンザなどの新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の各種政策課題の解決と製薬産業等の産業競争力強化へ繋げられるように臨床への橋渡しのために事業を再編する。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】</p> <p>① 本事業は、大学等が行う「基礎研究」と製薬企業が行う医薬品・医療機器の「開発研究」を橋渡しする共通的・普遍的な基盤技術の開発を目指す「橋渡し研究」を実施するものであり、このような分野で類似業務を実施している法人・機関はなく、廃止は困難である。</p> <p>② 本事業は、民間企業単独では実施し得ない共通的・普遍的な基盤技術の開発を目指す「橋渡し研究」を実施するものであり、民営化は困難である。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</p> <p>医薬品・医療機器に関連する法人・機関としては、(独)医薬品医療機器総合機構と国立医薬品食品衛生研究所がある。しかし、「規制と振興の分離を図るべき」との国会決議を踏まえて、国立医薬品食品衛生研究所や(独)医薬品医療機器総合機構などの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行政法人として、当研究所が設立されたものであり、業務をこれらの法人・機関に移管すること、又は業務をこれらの法人・機関と一体的に実施することは、こうした設立趣旨に逆行することになる。したがって、当該措置を講ずることは困難である。</p> <p>【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】</p> <p>本法人の事業は、医薬品、医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援等に関わる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。</p>

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
事務及び事業名	生物資源研究			
事務及び事業の概要	<p>医薬品、医療機器等の開発研究に必要な生物資源の供給・品質管理、研究開発等を行うことにより、大学や企業等における新たな医薬品・医療機器の開発を目指した研究開発を支援する。</p> <p>(1) 遺伝子 (2) 培養細胞 (3) 薬用植物 (4) 実験用小動物 (5) 霊長類</p>			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	181,573,000 円 ( 47,225,000 円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	345,920,416 円 ( 47,225,000 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	37人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>次期中期計画においては、第三期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)、長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月閣議決定)等を踏まえて策定された「研究開発独立行政法人の在り方について」(平成19年10月総合科学技術会議有識者議員)において提言されている①安全・安心な社会の実現、②国家の基幹となる技術体系の確立、③産業競争力の強化と次世代を拓く新技術の創造等の「国の政策課題達成のための研究開発」を推進する。</p> <p>具体的には、厚生労働省所管の独立行政法人として、より効率的かつ効果的に画期的な医薬品・医療機器の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、難治性疾患治療、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図るため、以下のとおり措置する。</p> <p>① 「遺伝子バンク事業」については、利用者のニーズが遺伝子そのものから、遺伝子に関連する様々な情報に移っていることから、単純に遺伝子を提供するだけでは、事業実績を改善することが厳しい状況になっている。しかしながら、一方で遺伝子バンクは、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症等の難治性疾患に関する貴重な遺伝子資源も保有している。このため、厚生労働省所管の研究開発型独立行政法人として、難治性疾患治療等の政策課題解決に向けて、「遺伝子バンク」を「難治性疾患研究資源バンク」に発展的に組み換え、関係医療機関等と連携を行い、現在よりも多くの難治性疾患試料を収集、品質管理、標準化、分譲等を行うものである。なお、この措置により、難治性疾患研究の大きな障害要因である、試料入手の困難性(患者数が少数のため試料が集まらない。)という問題が解決される。</p> <p>② 「霊長類医科学研究センター」は、生産地の系統の実験用カニクイザルを、独自の繁殖技術によって30年以上、維持してきた世界唯一の施設である。また、Bウイルス、SRV、EBV等が非汚染のSPF(Specific Pathogen</p>			
※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述				

	<p>Free) コロニーの樹立に成功しており、コロニーの拡大による高品質で安全な霊長類の供給が可能となっている。さらに、世界的に類を見ない難病の自然発症霊長類モデルや感染症霊長類モデルの作製を行うなど、最先端の研究を行っている。このため、この貴重な霊長類資源を有効活用することにより、新規感染症モデルの作製による新興・再興感染症対策の推進、ES・iPS細胞の作製・分化誘導等の研究等による新薬の開発の促進、アルツハイマー病・拡張型心筋症等の難治性疾患の各種病態解明などに更に貢献できる事業を展開していく。</p> <p>③ 「実験用小動物」については、世界から注目されている各種自然発症疾患モデル小動物の作製技術を有する唯一の施設であるとともに、政策的に重要な難病などのヒト型モデル小動物の作製技術等を有している。このため、厚生労働省所管の研究開発型独立行政法人として、引き続き、創薬等を目指した大学等の研究機関や製薬企業等へ、この貴重な生物資源を供給するとともに、新たな実験小動物資源の開発を目指して、更なる事業展開を実施していく。</p> <p>④ 「培養細胞」については、ポストゲノム時代の医薬品・医療機器開発や、その基礎となる生命科学研究の実施に不可欠な研究開発資源として需要は大きい。更に、高速で大量のゲノムの解読が可能になることに伴って、臨床医学・創薬研究分野での「培養細胞」に対する研究ニーズも高まっている。このため、厚生労働省所管の研究開発型独立行政法人として、引き続き、多くの研究によって生み出された培養細胞研究資源を収集し次世代研究に役立てるための基盤を整備していく。</p> <p>⑤ 「薬用植物」については、当機関は薬用植物の栽培保存、栽培生産、新品種の育成並びに種子及び培養物の超低温保存法等による長期保存の技術を有し、更に薬用植物組織培養物コレクションを保有する唯一の機関である。また、中国等における資源ナショナリズムの高まりにより、国外からの薬用植物資源の輸入が厳しくなっていく中で、地域の特色を生かし、当機関のコレクションや技術を維持していくことは非常に重要である。このため、引き続き、薬用植物の重点的保存・資源化と基準生薬の作成を行い、国民の健康維持、増進に貢献していく。</p> <p>[民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基盤研究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査し、検討する。]</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>現在治療法が確立していない難治性疾患等の各種疾患治療研究が推進されるとともに、その基盤となる我が国の独自の医療資源（生物資源）の確保が図られる。また、資源配分による自己資金獲得にも役立つ。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>①について</p> <p>難治性疾患の治療研究等を推進することは、厚生労働行政の喫緊の政策課題である。患者数が少数である難治性疾患にかかる研究資源を有効に活用するには、多くの医療機関との連携により研究資源を収集・提供することにより、大学や製薬企業等において、研究資源を容易に利用できるようにする必要がある。このような研究資源流通のボトルネックの解消に向けた「難治性疾患研究資源バンク」を構築するためには、既にいくつもの難治性疾患の遺伝子資源を有し、かつ、創薬等を目指したバンク事業における高度な品質管理技術等を有する遺伝子バ</p>

バンクを発展的に組み換えることが効率的であるため。

②について

新興・再興感染症対策、新薬開発、各種病態解明等は、いずれも厚生労働行政の喫緊の課題である。これらを打開するためには、SPF 霊長類、自然発症疾患霊長類モデル、感染症霊長類モデル等を用いた前臨床試験を行うことで、ラット等の齧歯類を用いた評価系に比べ、ヒトへの外挿性の高い安全性、有効性評価が可能になり、新興・再興感染症対策、新薬開発等における画期的なブレイクスルーとなるため。

③について

創薬等を目指した大学等の研究機関や製薬企業等へ、生物資源を供給することは、安全安心な社会の実現等を目指す、厚生労働行政の大きな政策課題である。このため、自然発症疾患モデル小動物、ヒト型モデル小動物等の貴重な生物資源を供給する事業を引き続き展開するものである。

④について

高度に品質管理した細胞を研究に利用することは、我が国の生命科学研究の質の向上に不可欠であり、他種類かつ高品質の細胞を常時取り揃えて研究者に提供する公的細胞バンクの継続的な整備の意義は大きい、このため、当該事業を引き続き展開するものである。

⑤について

薬用植物資源の重点的保存・資源化と基準生薬の作成は、安全安心な社会の実現等を目指す、厚生労働行政の大きな政策課題の一つであり、かつ研究開発独法のミッションである、薬用植物資源の保存・資源化にあたっては、従来から実施してきた育成技術を継続していくことが不可欠であり、資源ナショナリズムの台頭により薬用植物資源の輸入が厳しくなっている今日、ますますこの継続の重要性が増している。このため、当該事業を引き続き展開するものである。

【廃止又は民営化した場合の問題点】

- ① 本事業は、創薬等を目指した医学研究を行う大学、製薬企業等に対して、ヒト疾患研究に資する細胞等の特徴のある貴重な研究資源を開発、収集、保存、提供等を行うものであり、このような目的で類似業務を実施している法人・機関はなく、廃止は困難である。
- ② 本事業は、創薬等を目指した医学研究を行う大学、製薬企業等の多様なニーズに応えるために、出荷数量に比して、常に膨大な量の生物資源を維持管理等しなければならず、仮に民営化した場合には、このような多様なニーズには応えられず、研究者側で膨大なコストを負担しなければならなくなり、創薬等を目指した医学研究自体が実質的に不可能とならざるを得ない。したがって、民営化は困難である。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

医薬品・医療機器に関連する法人・機関としては、(独)医薬品医療機器総合機構と国立医薬品食品衛生研究所がある。しかし、「規制と振興の分離を図るべき」との国会決議を踏まえて、国立医薬品食品衛生研究所や(独)医薬品医療機器総合機構などの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行

政法人として、当研究所が設立されたものであり、業務をこれらの法人・機関に移管すること、又は業務をこれらの法人・機関と一体的に実施することは、こうした設立趣旨に逆行することになる。したがって、当該措置を講ずることは困難である。

**【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】**

本法人の事業は、医薬品、医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援等に関わる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人医薬基盤研究所		<b>府省名</b>	厚生労働省
<b>事務及び事業名</b>	研究開発振興業務			
<b>事務及び事業の概要</b>	<p>① 国民の健康の保持増進に役立つ画期的な医薬品や医療機器の開発につながる可能性の高い基礎的な研究を国立試験研究機関や大学などと研究契約を締結して実施し、その成果を広く普及する。</p> <p>② 厚生労働大臣により指定された希少疾病用医薬品や医療機器(オーファンドラッグ・オーファンデバイス)の研究開発を促進するため、助成金交付、指導・助言等を行う。</p> <p>③ 国民の健康の保持増進に役立つ画期的な医薬品・医療機器の実用化段階における研究を支援するため、優れた研究テーマを応募したベンチャー企業などに必要な研究資金をバイ・ドール委託方式で提供する。</p>			
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	(開発振興勘定：事業費) 8,820,093,000 円 (0 円) (研究振興勘定) 400,000,000 円 (△400,000,000 円)	<b>支出予算額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	(開発振興勘定：事業費) 8,904,940,701 円 (△41,224,177 円) (研究振興勘定) 400,000,000 円 (△400,000,000 円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成21年1月1日現在)	8 人			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>① 基礎研究推進事業については、成功確率の低い医薬品や医療機器の開発分野において、民間では実施困難な基礎的研究について、大学等のノウハウを活用した研究を支援するものであり、引き続き、独立行政法人において実施する必要があるものである。このような中、当法人としては、委託研究において「ips 細胞の樹立成功」等の成果をあげるなど、研究プロジェクトに係る優れた採択・指導・助言体制などを有しているところであるが、今後、「医薬品等開発に当たりリスクが高い研究分野」、「医薬品等開発に当たり公的支援の必要な研究分野」に重点化した募集を行うなど、独立行政法人が本来行うべき事業としての更なる適切化を図る。</p> <p>② 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、再生不良性貧血のような難治疾患やエイズ等を対象とする医薬品、植込み型補助人工心臓等の医療機器といったような、医療上の必要性が高いにもかかわらず、患者数が少ないことから研究開発投資の回収が困難であるものを対象とし、平成5年にオーファンドラッグ等の研究開発促進制度として創設されたものであり、国のオーファンドラッグ等の指定に基づき実施していることから、当該事業を引き続き当法人において実施する必要があるものである。</p> <p>③ 実用化研究支援事業について、平成21年度より新規募集を休止する。また、平成22年度までに、継続案件</p>			
※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述				

	<p>の委託費の交付を終了する。本事業は委託期間及び委託終了後の継続的フォローが重要であり、実用化研究評価委員会の指導・助言に加え、進捗状況等報告会の拡充等により、既採択案件の指導・助言体制を強化し、早期の事業化に向け、プログラムオフィサー等により継続的に指導・助言等を行っていく。[実用化研究支援事業については、欠損金を生じさせないよう、事業手法の変更等について検討を行う。]</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>実用化研究支援事業に係る新規募集の休止及び継続案件の委託費の交付の終了による削減：△4億円</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>実用化研究支援事業は、平成16年度から開始された。実用化段階の研究を支援することにより、研究開発成功確率の向上と資金回収までの期間の短縮を目指しているが、研究成果の実用化による製品販売収入等が得られるまでには、委託費相当額が欠損金として計上される。20年度末時点で5,371百万円の繰越欠損金が計上されているが、当該繰越欠損金の増加を抑制し、解消に向かうようにするため、上記措置を講ずるものである。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】 この事業自体を現時点で廃止することになれば、将来見込まれる収益を回収できなくなり、繰越欠損金の解消につながらなくなる。また、医薬品・医療機器の開発を促進するための公的資金を配分し製品化につなげる事業であり、専門性、公平性、中立性、行政施策との整合性が強く求められること等から民営化は困難であるとともに、官民競争入札の趣旨に馴染まないものである。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 医薬品に関連する法人・機関としては、(独)医薬品医療機器総合機構と国立医薬品食品衛生研究所があるが、「規制と振興の分離を図るべき」との国会決議を踏まえて、国立医薬品食品衛生研究所や医薬品医療機器総合機構などの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行政法人として、当研究所が設立されたものであり、業務をこれらの法人・機関に移管することは、こうした設立趣旨に逆行することとなる。</p> <p>【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】 本法人の事業は、医薬品、医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援にかかわる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。</p>

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
事務及び事業名	承継事業			
事務及び事業の概要	出資事業は基礎又は応用段階からの研究開発を対象としており、医薬品機構と民間企業との共同出資により15の研究開発法人が設立された。平成15年度に廃止され16年度から承継事業とされ医薬品医療機器総合機構を経て医薬基盤研究所が出資法人の株式を承継している。			
事務及び事業に係る22年度予算要求額	国からの財政支出額 (対21年度当初予算増減額)	0円 (0円)	支出予算額 (対21年度当初予算増減額)	126,000,000円 (△20,000,000円) (うち融資事業返還額 86,000,000円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成21年1月1日現在)</small>	2人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	承継事業の出資事業については、出資法人について毎年評価を実施し、導出先企業において製品化に向けた開発が進行しており収益が見込まれる法人については、収益最大化のための指導を行い、期待される収益が管理コストを上回る可能性のない法人については、速やかに解散整理等の措置を講ずる。融資事業については、償還計画に沿った貸付金の回収を着実に実施していく。[多額の繰越欠損金を抱えている承継事業の速やかな整理に向け、出資者とも協議しつつ、必要に応じ、出資先の解散整理、特許権の売却その他の所要の措置を講ずる。]			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし(運用収入による事業のため)			
上記措置を講ずる理由	<p>出資事業においては、20年度末時点で25,661百万円の繰越欠損金が計上されているが、この繰越欠損金は旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施していた出資事業により生じたものであり、同機構から事業を引き継いだ医薬品医療機器総合機構を経て当研究所が株式を承継したものである。当該繰越欠損金を解消するため、上記措置を講ずるものである。</p> <p><b>【廃止又は民営化した場合の問題点】</b> この事業自体を現時点で廃止し、導出先企業において製品化に向けた開発が進行中の存続2社の清算を行えば、将来見込まれる収益を放棄することになり、繰越欠損金の解消につながらないばかりでなく、融資事業において貸付金の回収もできなくなる。また、医薬品・医療機器の開発のために公的資金を出資したものであり、専門性、公平性、中立性、行政施策との整合性が強く求められること等から民営化は困難であるとともに、官民競争入札の趣旨に馴染まないものである。</p> <p><b>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】</b> 医薬品に関連する法人・機関としては、(独)医薬品医療機器総合機構と国立医薬品食品衛生研究所があるが、「規制と振興の分離を図るべき」との国会決議を踏まえて、国立医薬品食品衛生研究所や医薬品医療機器総合機構な</p>			

どの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行政法人として、当研究所が設立されたものであり、業務をこれらの法人・機関に移管することは、こうした設立趣旨に逆行することとなる。

**【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】**

本法人の事業は、医薬品、医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援等にかかわる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事務所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
<p><b>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p> <p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>①<u>健康・栄養・食生活に関する研究と連携を図る観点から、独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合する</u> (平成 22 年度末までに措置予定)。 [健康・栄養・食生活に関する研究との連携を図る観点から、独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合する。]</p> <p>②理事長、理事、各部長等で構成される「将来構想検討委員会」を開催し、外部評価委員会等における評価等を勘案した上で、次期中期計画の策定に向けて<u>研究プロジェクト等の現状や課題、業務の必要性等について精査し、検討を行う</u>。 [民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基盤研究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査し、検討する。]</p>	<p>薬用植物資源研究センター和歌山研究部については、事業の必要性にも十分に配慮した上で、そのあり方等について検討する。</p>	<p>①定年退職者等の後補充において、<u>プロジェクト研究員等を活用するなどの措置をとることにより、人件費の抑制を図る</u>。 [プロジェクト研究員、協力研究員の一層の活用により、人件費の抑制を図る。]</p> <p>②平成 22 年度末までに独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合することとなっていることから、法人統合に向けた検討の中で監事の在り方について検討する。 [常勤監事による監査機能の強化を図る。]</p>	<p>平成 17 年に措置済み。</p>

<p style="text-align: center;">上記措置を講ずる理由</p>	<p>①事務部門の一部効率化・合理化が見込める。</p> <p>医薬品等の開発に関する研究能力と健康・運動・栄養に関する研究機能を相互に活用して、一体的統合により、生活習慣病対策等に相乗効果がある。</p> <p>東京、大阪という東西の中心に研究拠点を持つことにより、幅広く大学・企業等との共同研究や受託研究が盛んになる。</p> <p>②医薬基盤研究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査する。</p>	<p>薬用植物資源研究センター和歌山研究部については、監事監査結果等も踏まえ、見直しも含めた検討を行う。</p>	<p>①総人件費改革の取組を引き続き行うため、プロジェクト研究員、協力研究員の活用を行い、人件費の抑制を図る。</p> <p>②整理合理化計画において「独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合する」こととされたことを踏まえ、監事機能を強化するため、常勤化を含めた監事の在り方について検討を行う。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>
---	---	--	--	--------------------------------------

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	法人形態の見直し	職員数の削減	その他	その他
<p><b>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p> <p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>		<p>総人件費改革の取組として人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行うこととなっているが、当研究所では、人件費の削減を選択して取組を行っており、研究推進の体制強化を図りつつ、引き続き、プロジェクト研究員等を活用するなどの措置をとることにより、人件費の削減の取組を行う。</p>		
<p><b>上記措置を講ずる理由</b></p>		<p>総人件費改革の取組を引き続き行うため、プロジェクト研究員、協力研究員の活用を行い、人件費の抑制を図る。</p>		

#### IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p><b>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</b></p> <p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>①業務の民間委託 他の独法等の調査及び監査法人等専門家の意見を聞くなど検討を行い、民間委託を実施した場合の費用対効果について検証しているが、今後、独立行政法人国立健康・栄養研究所との統合が予定されており、統合の作業において、検討を重ねていく。 [給与や経理業務など間接部門の業務の民間委託について検討する。]</p> <p>②規程等を整備 平成20年2月25日付で「独立行政法人医薬基盤研究所公的研究費運営・管理規程」を制定し、基盤研ホームページにおいて公表した。 [研究費不正防止に関する規程等を整備する。]</p>	<p>随意契約により複数年契約を締結していた案件で入札に移行可能なものについて、平成22年度から一般競争入札に移行する。</p>	<p>給与水準の適正化 プロジェクト研究員等の活用を行って常勤職員数及び人件費の削減に努め、総人件費改革の対象となる平成20年度人件費は、平成17年度基準額に比べて4.3%削減と人件費削減の取組を着実に進展しているところ。また、当研究所の給与体系は国に準じた体系を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、ラスパイレス指数を100に近づける。</p>	<p>保有資産の見直し 現在のところ遊休資産に該当するものがない。</p>

<p style="text-align: center;">上記措置を講ずる理由</p>	<p>①給与業務など間接部門の業務の民間委託を行うことにより事務処理の効率化を図ることが可能かどうか、検討を行う。</p> <p>②研究費の不正使用問題への厳正な対処を徹底することが総合科学技術会議等から指摘されており、不正使用等を防ぐシステムを構築して、研究活動を一層推進する観点からルールの明確化等が求められている。</p>	<p>当法人において、類似業務を一般競争入札で実施しているため、複数年契約の終了を待って一般競争入札に移行する。</p>	<p>一層効率的な業務の実施を図りつつ、国民の理解の得られる人件費総額及びラスパイレス指数の水準にする。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
---	--	--	--	--------------------------------------

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入	その他	その他
<p>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p> <p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>企業との共同研究の拡充、生物資源関連サービスの拡充を行うなど自己収入の増大に努めており、今後とも施設使用料の見直し、実験用サル類譲渡価格の見直しを行うなど、外部資金の獲得に向けた取組を更に進めていく。</p>	<p>①研究開発振興業務・承継業務 医薬品等の開発を促進させるための公的研究費の配分等であり、専門性、効率性、中立性、行政施策との整合性が強く求められること等から官民競争入札の趣旨になじまず、官民競争入札を行うことは困難である。</p> <p>②基盤的技術研究・生物資源研究 民間企業単独では行えない共通の基盤研究を行うものであることから官民競争入札の趣旨になじまず、官民競争入札を行うことは困難である。</p>		

上記措置を講ずる理由	当研究所の運営強化を図るため、自己財源の確保に取り組む。	—		
------------	------------------------------	---	--	--

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所			府省名	厚生労働省		
沿革	昭和 17 年 厚生省産業安全研究所 } → 平成 13 年 4 月 独立行政法人産業安全研究所 } → 平成 18 年 4 月 統合 昭和 24 年 労働省けい肺試験室 } → 平成 13 年 4 月 独立行政法人産業医学総合研究所 } → (現在に至る。) → 独立行政法人労働者健康福祉機構と統合 (平成 22 年度末までに措置予定)						
中期目標期間	第 1 期 平成 13 年 4 月 ~ 18 年 3 月 第 2 期 平成 18 年度 ~ 22 年度						
役員数及び職員数 (平成 21 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数 (うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数				
	5 人 (2 人)	4 人 (1 人)	1 人 (1 人)	117 人			
年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位: 百万円)	一般会計	統合前	798	820	820	799	755
	特別会計	統合前	2,099	2,090	1,947	1,985	1,967
	計	統合前	2,897	2,910	2,767	2,784	2,722
	うち運営費交付金	統合前	2,478	2,514	2,516	2,536	2,310
	うち施設整備費等補助金	統合前	420	396	251	248	411
	うちその他の補助金等	統合前	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位: 百万円)	統合前	2,930	2,938	2,793	2,810	2,749	
利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移 (単位: 百万円)	発生要因	・「研究職員が審議会、委員会 (民間が開催するものを含む。)、講演会に出席した際の謝金」、「特許使用料」、「施設の有償貸与による収入」等により、利益剰余金が生じた。					
	見直し案	(上記の利益剰余金は、独立行政法人通則法及び中期計画に従い、国庫に返納している。)					
運営費交付金債務残高 (単位: 百万円)	統合前	103	118	284			
行政サービス実施コストの推移 (単位: 百万円)	統合前	3,075	2,983	2,797	(見込み) 2,810	(見込み) 2,749	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	なし。						
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 20 年度実績)	1 独立行政法人の評価の状況 平成 20 年度の評価の状況は、全 24 項目に対し、S 3 個、A 17 個、B 4 個であった。						

## 2 一般管理費、事業費及び人件費の効率化

### (1) 一般管理費

一般管理費については、中期目標期間中に15%の削減を予定しているが、平成20年度は、9.5%の削減となった。光熱水費及び修繕費等の一般管理費の削減を引き続き行うことにより、中期目標期間終了までに削減目標の達成は可能であると見込まれる。

### (2) 事業費

事業費については、中期目標期間中に5%の削減を予定しているが、平成20年度は3.1%の削減となった。これまでのところ目標を上回る削減となっており、中期目標期間終了までに削減目標の達成は可能であると見込まれる。

なお、事業費を削減すると研究費の額にも影響を与えるところ、研究予算の配布について公平性を確保するとともに、研究職員のモチベーションを高める必要がある。このため、競争的研究資金及び受託研究の獲得を進めることと並行して、効率的かつ効果的な研究資源の配分を行うため、役員及び管理職による内部評価に加え、学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の専門家からなる外部評価を実施することにより、研究職員の研究予算を決定している。

### (3) 人件費

人件費については、中期目標期間中に5%の削減を予定しているが、平成20年度末の段階で2.0%の削減となった。

なお、定年退職する研究員の補充に当たっては、若年の任期付き研究職員の採用を進め、人件費の抑制に努めており、職員の年齢構成から平成20年度及び21年度の定年退職者等の増加が見込まれることから、中期目標期間終了までに削減目標の達成は可能であると見込まれる。

また、ラスパイレス指数については、平成20年度に事務職95.1、研究職92.2となっている。

## 3 労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえた研究業務の重点化

労働安全衛生研究の重点化を図るため、労働災害防止計画、イノベーション25、WHOアクションプランに関する研究を重点的に実施しており、中期目標期間中に34課題の実施を予定しているが、平成20年度の段階でこれを27課題について終了又は着手した。

## 4 成果の普及・活用

論文の学会発表については、中期目標期間中に1,700回の発表を予定しているが、平成20年度末の段階では1,076回(達成率63.3%)の発表となった。予定を上回るペースで学会発表を行っており、中期目標期間終了までに目標の達成は可能であると見込まれる。

なお、論文発表については、中期目標期間中に850報を予定しているが、平成20年度末の段階では921報(達成率108.4%)となり、既に目標を達成した。

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	<b>府省名</b>	厚生労働省
<b>事務及び事業名</b>	労働安全衛生に関する調査研究		
<b>事務及び事業の概要</b>	<p>行政ニーズの高い重大災害を中心とした産業災害を防止するため各種災害現象の解明及び災害防止技術の開発に関する調査・研究を行うとともに、労働者の健康の保持増進に寄与するため社会的・行政的ニーズの高い職業性疾病等を中心として労働衛生に関する調査及び研究を幅広く実施する。</p> <p>また、行政からの依頼に基づき、高度な専門的知見を活用し、日々多様化、複雑化する労働災害の原因調査を行い、行政における再発防止対策立案を支援する。</p>		
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	27.2 億円 ( △0.6 億円)	<b>支出予算額</b> (対 21 年度当初予算増減額)
		27.5 億円 ( △0.6 億円)	
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成21年1月1日現在)	117人		
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>1 労働安全衛生研究の総合化と研究成果の活用促進</p> <p>(1) 労働安全衛生研究に必要なデータ等の取得範囲の拡大</p> <p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合（平成 22 年度末までに措置予定）に伴い、労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図るため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が実施している研究の実施に際し、独立行政法人労働者健康福祉機構が有する労災疾病に係る臨床研究データ等を活用できるようにする。</p> <p>具体的には、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が実施している腰痛、振動障害、メンタルヘルス及び石綿対策等の研究について、独立行政法人労働者健康福祉機構が実施している労災疾病等の臨床研究との連携を推進することとする。</p> <p>(2) 研究成果の活用促進に向けた取組の実施</p> <p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合（平成 22 年度末までに措置予定）に伴い、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の研究成果や技術指針等について、これまで行ってきたホームページ等による周知に加え、独立行政法人労働者健康福祉機構の都道府県産業保健推進センターを活用することにより、産業医や衛生管理者等といった実際の労働現場で労働安全衛生に携わる関係者に周知し、その活用を促進することとする。</p> <p>[労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する]</p> <p>2 労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究の推進</p> <p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合（平成 22 年度末までに措</p>		
	※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述		

	<p>置予定)に伴い、行政ミッション型研究所としての性格をより一層明確にするため、労働安全衛生関係法令等の改正の基礎となる科学的知見を得ることをはじめ、これまで以上に現場ニーズや労働災害の発生状況、要因等の把握に務め、労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究を行うことができるよう、現場ニーズや労働災害の発生状況、要因等の把握方法等の充実を図るとともに、研究課題の選定方法及び研究の評価方法等について見直しを行うこととする。</p> <p>3 他の研究機関で実施している重複研究課題等の排除のための措置</p> <p>平成19年度から学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の専門家からなる外部評価委員会を開催し、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積等が見られるものでもないかも含め事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査に努めている。</p> <p>なお、独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、我が国で唯一の「産業安全及び労働衛生」分野における総合的研究機関であることもあり、上記事前評価では、他の研究機関における研究体制の整備や研究実績の集積等が見られる研究はなかった。</p> <p>[労働安全衛生に関する調査研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積が見られるものについては、速やかに廃止する。]</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>なし。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>1 独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構が統合されるのに伴い(平成22年度末までに措置予定)、より一層総合的な研究等が行えるようにするため。</p> <p>2 行政ミッション型研究所としての性格をより明確にするため。</p> <p>3 独立行政法人労働安全衛生研究所の研究課題が、他の研究機関と重複していないことを担保するため、外部評価委員会を開催し、研究内容を精査する必要がある。</p>

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		府省名	厚生労働省	
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化	
<b>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>  ※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	<u>独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する(平成22年度末までに措置予定)</u> 。 [労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。]	支部・事業所は有していない。	独立行政法人労働者健康福祉機構との統合(平成22年度末までに措置予定)に伴い、総務・経理業務等間接部門の合理化を行う。	平成18年4月1日に措置済み。	
<b>上記措置を講ずる理由</b>	独立行政法人労働安全衛生総合研究所が行う研究と独立行政法人労働者健康福祉機構が行う臨床研究を統合することにより、腰痛、振動障害、メンタルヘルス、石綿等の分野で、総合的な研究を推進するためである。	—	独立行政法人労働者健康福祉機構との統合に伴い、効率的な業務運営を図るためである。	—	

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p> <p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>① 現場ニーズや労働災害の発生状況、要因等の把握方法等の充実を図るとともに、研究課題の選定方法及び研究の評価方法について見直しを行い、行政ミッション型研究所としての性格をより一層明確にする。</p> <p>② 学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の専門家からなる外部評価委員会を開催している。(再掲)</p> <p>[外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。]</p>	<p>一般競争入札の拡大に向けた「随意契約見直し計画」、随意契約によることが出来る限度額や公告期間の短縮基準等を国と同一とする「契約事務取扱要領」については策定又は改正済みである。</p> <p>独立行政法人労働者健康福祉機構との統合(平成22年度末までに措置予定)に伴い、同機構の同種計画、規程等との統合を図ることとする。</p>	<p>ラスパイレス指数については、平成20年度に事務職95.1、研究職92.2となっている。今後とも、さらに国民の理解が得られる適正な給与水準の維持に努めることとする。</p>	<p>—</p>

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>① 他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積等が見られるものでないかを含めた事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査に努め、</p> <p>② 役員及び管理職による内部評価及び外部評価を行うことにより、研究実績の評価を行い、研究職員の昇格昇任、研究予算の配布額等に反映させることにより、</p> <p>効率的な研究マネジメントを実施するためである。</p>	<p>契約事務の透明化を図り、一層効率的な事業運営を図るためである。</p>	<p>一層効率的な業務の実施を図りつつ、国民の理解の得られるラスパイレス指数の水準にするためである。</p>	<p>—</p>
-------------------	---	--	--	----------

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		府省名	厚生労働省	
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入	その他		その他
<b>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>  <small>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</small>	自己収入の拡大について、競争的研究資金及び受託研究等の獲得に努めることとする。 [受託研究等による自己収入の拡大を図る]	—	—		—
<b>上記措置を講ずる理由</b>	労働安全衛生分野における研究業務の一層の充実を図るためである。	—	—		—

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		年金積立金管理運用独立行政法人			府省名	厚生労働省	
沿革		昭和 36. 11. 25	平成 13. 4. 1	平成 18. 4. 1			
		年金福祉事業団 → 年金資金運用基金 → 年金積立金管理運用独立行政法人					
中期目標期間		第1期：平成 18 年 4 月～22 年 3 月					
役員数及び職員数 (平成21年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数			
		4人(2人)	3人(1人)	1人(1人) ※7月1日任命	76人		
年度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度(要※)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	独法化前	—	—	—	—	—
	特別会計	独法化前	—	—	—	—	—
	計	独法化前	—	—	—	—	—
	うち運営費交付金	独法化前	—	—	—	—	—
	うち施設整備費等補助金	独法化前	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	独法化前	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位:百万円)		独法化前	(39,787,586)	(52,151,997)	(37,042,759)	(14,079,063)	—
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)		独法化前	(10,269,672)	(3,322,455)	(△7,872,658)		
発生要因  見直し案		<p>○ 当法人においては、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回り(賃金上昇率を上回る利回り)を確保するよう長期的に維持すべき債券・株式等の資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定めた上で、寄託金を適切に管理・運用することが業務とされており、平成20年度における運用も、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画において定める基本ポートフォリオに沿って行われたものである。</p> <p>○ 同年度においては、リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落したことに加え、対ユーロを中心に為替市場で急速に円高が進んだ影響により、損失が生じたところである。</p> <p>○ 繰越欠損金は、平成19年度までに生じた利益剰余金(国庫納付後)を平成20年度の損失が上回ったことによるものであるが、当法人が行う年金積立金の管理運用は長期的な観点から行っているものであり、平成20年度のような不安定な市場動向の下では損失が生じ得るものの、長期的には安定的な収益が得られるものと考えている。</p>					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		独法化前	—	—	—		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		独法化前	(△3,760,746)	(5,645,503)	(9,401,533)	(見込み) (△3,802,922)	—
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		—					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項)		○ 一般管理費については、中期目標等に定める経費削減目標を達成するため、平成17年度と比較して、経費のうち9%超を削減した予算(退職手当及び事務所移転経費を除く。)を作成し、その執行に当たり、一般競争入札及び企画競争・					

等) (平成 20 年度実績)

公募の実施及び消耗品費等の節約により、平成 17 事業年度との比較で 15.8%減の執行に抑えることができた。また、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえた予算を作成し、その執行結果として、計画的な職員採用、職員の賞与について 0.1 か月分相当の削減や平成 19 事業年度に実施した役職員の給与改定(役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等)により給与の上昇を抑制したこと等により、予算額に対して 96.0%の執行に抑えることができた。

- 業務経費については、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成 17 年度と比較して、経費のうち 3%超を削減した予算(システム開発費、管理運用委託手数料を除く。)を作成し、その執行に当たり業務計画の見直し等による節減や一般競争入札及び企画競争・公募の拡大を行うなど、引き続き業務の効率化に努めた結果、平成 17 事業年度との比較で 28.4%減の執行に抑えることができた。

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	年金積立金管理運用独立行政法人	<b>府省名</b>	厚生労働省
<b>事務及び事業名</b>	年金積立金の管理・運用業務		
<b>事務及び事業の概要</b>	厚生労働大臣から寄託を受けた年金積立金の管理運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資すること。		
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	－ (－)	<b>支出予算額</b> (対 21 年度当初予算増減額)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成21年1月1日現在)	76人		
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本ポートフォリオの見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成21年財政検証を踏まえた運用目標に基づき、基本ポートフォリオの見直しを行う。</li> <li>② 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、長期的な観点からみて策定時に想定した運用環境の現実からの乖離が認められる場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じ基本ポートフォリオの見直しの検討を行う。</li> </ul> </li> <li>○リバランス<sup>1</sup>の適切な実施に必要な機能の強化               <p>次期中期目標期間においては、いわゆるニューマネーがなくなることから、市場の動向に応じた適切かつ円滑なリバランスの実施が長期的に安定した収益の確保には不可欠。このために必要な機能の強化を図る。</p> </li> <li>○キャッシュ・アウト<sup>2</sup>に必要な機能の強化               <p>次期中期目標期間においては、積立金を取り崩して毎年の年金給付に充てることが予定されていることから、市場の価格形成等に配慮しつつ円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保する必要がある。このために必要な機能の強化を図る。</p> </li> <li>○調査・分析の拡充               <p>基本ポートフォリオに基づく管理・運用の更なる高度化を進めるための調査研究を充実するとともに、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化する。</p> </li> <li>○運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化               <p>収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。</p> </li> </ul> <p>(2) 運用高度化のための基盤の整備及び強化</p> <p>専門性の向上を図る観点から、法人全体の人件費を見据えつつ、引き続き金融分野に精通した人材の中途採用を行うなど資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備</p>		
※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述			

<sup>1</sup> リバランスとは、実際の資産構成割合と基本ポートフォリオで定める資産構成割合との乖離を一定範囲内に収めるよう、資産構成割合の変更を行うことをいう。

<sup>2</sup> キャッシュ・アウトとは、年金給付に充てるために年金特別会計に寄託金の償還を行うこと等に係る資金の支払いをいう。

	<p>等を行うなど、運用高度化のための基盤の整備及び強化を図る。</p> <p>(3) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 近年金融分野等において内部統制の強化が求められていることを踏まえ、運用リスクの管理やコンプライアンスの確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。</p> <p>(4) 国民に対する広報活動の充実・強化 <u>広報担当者を配置するなど運用の状況に関する説明責任を十分に果たすとともに、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期投資について国民の十分な理解を得るための広報活動の充実・強化を図る。</u></p> <p>[年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運営に資する、重い責任を負った業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化を一層推進する。]</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>—</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>次期中期目標期間においても、長期的に安定した収益の確保に向けて引き続き尽力する必要があり、その際には、今後は基本的にニューマネーがなくなることにより、資産売却等を伴うリバランスやキャッシュ・アウトの円滑な実施が求められること等も踏まえ、(1)に示した見直しを行うこととしている。</p> <p>また、こうした取組の前提として、(2)の運用高度化のための基盤の整備・強化や(3)の内部統制の一層の強化に向けた体制整備、(4)の国民の理解を得るための広報活動の充実・強化を着実にすることも重要であることから、これらの見直しも併せて行っていくこととしている。</p> <p>なお、事務事業の民営化、他法人への移管・一体的実施が困難な理由は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 公的年金の積立金は、国民が納めた保険料を原資とし、今後の年金給付に充てられるものであり、このような公的な性格を有する年金積立金の管理・運用は、国が行う年金保険事業の一環として行われるものである。実際の運用に当たっては、積立金の大部分は、管理運用法人が示した運用ガイドラインに従って民間の運用主体が実施しており、管理運用法人はその選定・管理を行っている。こうした管理運用法人が果たしている役割を民間主体に移管することは適切でない。</p> <p>(2) 以下のことから、他法人に事業を移管することや他法人との事業の一体的実施は困難である。同様の理由で、他法人との事業の一体的実施は、効率性の向上には結びつかない。</p> <p>① 厚生年金保険事業及び国民年金事業の一環として行われるものであり、厚生労働省等との密接な連携が必要であること。</p> <p>② 年金積立金の管理・運用を行う法人は受託者責任が課され、専ら被保険者のために積立金の管理・運用を行わなければならないため、他法人が事業を実施する場合、これに抵触する恐れがあること。</p> <p>③ 巨額の年金積立金の運用のための専門性や体制が求められること。</p>

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人		府省名	厚生労働省
見直し項目	組織体制の整備			
<b>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>  ※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	専門性の向上や管理運用体制の強化などの前述の「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」を実行するための組織体制についての所要の見直しを行う。	<u>引き続き常勤監事等による監査を適切に実施する。</u>  [常勤監事等による監査機能の強化を図る。]		
<b>上記措置を講ずる理由</b>	法人の組織については、これまでも専門性向上や管理運用体制の強化に向けた取り組みを実施してきたところである。今後も引き続き、前述の「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」を実行するために必要な組織体制の見直しを行う必要がある。	整理合理化計画において「常勤監事等による監査機能の強化を図る。」とされたことを踏まえ、これまでも常勤監事等による監査を適切に実施しているが、今後も引き続き取り組んでいくこととするもの。		

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備		随意契約の見直し	給与水準の適正化
<p>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p> <p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>運用高度化のための基盤の整備及び強化や、内部統制の一層の強化に向けた体制整備、職員の研修等の適切な実施を通じて、業務運営能力及び専門性の更なる向上や法令遵守及び受託者責任の徹底を図る。</p> <p>[職員の研修、利益相反管理の強化等により、更なる内部統制の徹底を図る。]</p>	<p>人件費を含む一般管理費及び業務経費のあり方については、次期中期目標期間においても、リバランスの適切な実施や、キャッシュ・アウトの確実な実施等に必要な機能の強化といった新たに必要業務もあることから、金融分野における専門知識を有する人材の確保や適切な業務遂行の観点から、一律の削減目標の設定には慎重な検討が必要。</p>	<p>一般競争入札等を積極的に導入するために、十分な公示期間の確保や仕様書の明瞭化など入札実施要件等の改善を行い、新たな業者の参入促進を図るとともに、入札等事務のマニュアルを作成して増加する事務手続きの統一化・効率化を図ることに加え、OA機器等の賃貸借契約の複数年化について導入する等の取組を進める。</p>	<p>給与水準については、对国家公務員指数(地域・学歴勘案)で同レベルとなるよう取り組んできたところである。</p> <p>今後の給与水準も含めた人件費の在り方については、次期中期目標期間においても、リバランスの適切な実施や、キャッシュ・アウトの確実な実施等に必要な機能の強化といった新たに必要業務もあることから、金融分野における専門知識を有する人材の確保や適切な業務遂行の観点から、一律の削減目標の設定には慎重な検討が必要。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>専門性向上の観点から、資質の高い人材の確保・育成等の運用高度化のための基盤の整備及び強化を図るとともに、運用リスクの管理やコンプライアンスの確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る必要がある。</p>	<p>年金積立金の管理・運用を円滑かつ的確に遂行するためには、金融分野における高度な専門知識を有する人材を確保していくことなど運用高度化のための基盤の整備・強化が必要である。</p>	<p>随意契約見直し計画を踏まえ、引き続き一般競争入札等の導入、範囲拡大等を行い、契約に係る透明性、公平性の確保を図る必要がある。</p>	<p>年金積立金の管理・運用を円滑かつ的確に遂行するためには、金融分野における高度な専門知識を有する人材を確保していくこと等が必要である。</p>

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人		府省名	厚生労働省
見直し項目	保有資産の見直し			
<p data-bbox="197 411 586 526"><b>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p> <p data-bbox="183 580 600 603">※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p data-bbox="667 245 1003 421"><u>日野宿舎等（2件）については、保有しないことを前提に、宿舎からの退去時期等の所要の調整を行っている。</u></p> <p data-bbox="667 462 1003 603">[日野宿舎等（2件）の存廃について検討し、事務所移転時を目途に、結論を得る。]</p>			
<p data-bbox="250 1069 533 1098"><b>上記措置を講ずる理由</b></p>	<p data-bbox="667 785 1003 960">整理合理化計画における保有資産の見直しの趣旨に沿った対応を、次期中期計画期間中において進めるものである。</p>			